

議案第 52 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市明科農産物加工交流施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
安曇野市明科七貴 9334 番地 1
安曇野あかしの農産物加工交流ひろば組合 Ebeya（えべや）
代表 宮下 典子
- 3 指定の期間 平成 28 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 53 号

市有財産の処分について

市有財産である安曇野市三郷トマト栽培施設を次のとおり譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

1 譲与する建物の所在等

(1) 建物

所 在	安曇野市三郷温6162番地、6139番地 1、6140番地 1、6141番地 1、6142番地 1、6142番地 2、6143番地、6144番地、6145番地、6146番地、6147番地、6148番地、6149番地、6150番地 1、6150番地 2、6151番地、6152番地、6153番地 1、6153番地 4、6157番地、6158番地、6159番地、6160番地、6161番地 1、6161番地 2、6161番地 3、6191番地 1、6191番地 2、6192番地、6193番地 1、6193番地 2、6194番地、6195番地、6196番地、6197番地、6198番地、6199番地、6200番地、6201番地、6202番地 3、6204番地、6205番地、6206番地、6207番地 1、6207番地 2、6208番地、6209番地、6210番地 1、6210番地 2			家屋番号	6162番
種 類	温室	構 造	鉄骨造ガラス板ぶき平家建		
床面積	30,954.30㎡				
種 類	温室	構 造	鉄骨造ガラス板ぶき平家建		
床面積	22,014.68㎡				
種 類	ボイラー室	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建		

床面積	278.33㎡		
種 類	ポンプ室	構 造	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積	9.79㎡		
種 類	ボイラー室	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積	207.48㎡		

(2) 備考

付属する物を含む。

2 譲与の相手先

札幌市中央区北 3 条西 1 丁目 2 番地
株式会社エア・ウォーター農園
代表取締役 松尾 和重

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 54 号

安曇野市土地利用基本計画の変更について

安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成 22 年安曇野市条例第 28 号）第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり土地利用基本計画を変更したいので、議会の議決を求める。

記

別紙安曇野市土地利用基本計画による。

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

安曇野市土地利用基本計画

平成 年 月

目 次

はじめに	1
I 市の土地利用の基本となる方針	2
II 適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域	3
III 各基本区域の適正かつ合理的な土地利用を 図るための開発事業の基準	
1 拠点市街区域	4
2 準拠点市街区域	12
3 田園居住区域	13
4 田園環境区域	17
5 山麓保養区域	20
6 森林環境区域	23
注釈 用語の定義等	25
参考資料 1 用途地域(準用途地域)内の建築物に係る制限概要	27

はじめに

1 計画の目的

安曇野市土地利用基本計画（以下「本計画」という。）は、安曇野市の適正な土地利用に関する条例（安曇野市条例第 28 号、以下「条例」という。）第 7 条に基づき、第 8 条第 1 項各号に掲げる内容を定めることを目的とする。

2 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、安曇野市全域とする。

3 計画の変更

本計画は、条例第 11 条第 1 項に定めるとおり、都市計画法第 6 条第 1 項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果等に基づき、土地利用に関する現況及び推移を勘案して、変更する必要があるときは、速やかに変更するものとする。

I 市の土地利用の基本となる方針

条例第8条第1項第1号に定める市の土地利用の基本となる方針は、目標像として条例前文に掲げる「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくり」を踏まえ、次のとおり定める（順不同）。

1 良好な住環境の形成・育成

安曇野の美しい景色、おいしい水や空気を育む山岳や森林、田園などの良好な環境を継承しながら、都市の利便性を享受できる暮らしやすい住環境をつくり、育てることにより、人口増の維持につながる土地利用を目指す。

2 商工業・観光の振興と育成

安曇野ならではの良好な資源や環境を活かし、「働く場」、「集い、賑わう場」、「安らぐ場」としての魅力を育むことによって、新たな産業の誘致や観光客を呼び込み商工業・観光の振興と育成を図るとともに、まちを受け継ぐ若い世代の定着につながる土地利用を目指す。

3 農地の保全・農業の育成

安曇野の魅力である「田園」のよさを残すために、厳しい農業情勢も踏まえながら、多面的に優れた機能をもつ農地を保全するとともに、これを支え農業を育成していくことにつながる土地利用を目指す。

以上の方針に沿って、山岳、田園、水、緑など良好な環境や資源のもとに形成・発展してきた産業や観光、人口増加などの流れ（発展の好循環）を断ち切ることなく、安曇野の風土に根ざした秩序ある土地利用を展開させていくものとする。

Ⅱ 適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域

条例第 8 条第 1 項第 2 号に定める適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域（以下「基本区域」という。）は、条例第 9 条第 1 項各号に基づき、次のとおりとする。なお、当該各区域の範囲は、次項に示す。

表 基本区域総括表

基本区域	地 区	面積 (ha)	指定・変更年月日	備 考
拠点市街区域	豊科拠点地区	332.5	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されている。
	穂高拠点地区	293.0	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されている。
	三郷拠点地区	141.0	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されていない。
	堀金拠点地区	54.5	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されていない。
	明科拠点地区	88.0	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されていない。
準拠点市街区域	田沢・光地区	55.2	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されている。
	安曇野 I.C. 地区	58.7	2011 年 4 月 1 日 2018 年 4 月 1 日地区名変更	用途地域が指定されている。
	たつみ原地区	52.6	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されている。
	穂高烏川地区	17.0	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されている。
田園居住区域	柏原地区	38.2	2011 年 4 月 1 日	
	下堀地区	70.4	2011 年 4 月 1 日	
	中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	45.4	2011 年 4 月 1 日	
	上長尾・下長尾・二木地区	61.5	2011 年 4 月 1 日 2018 年 7 月 1 日面積変更	
田園環境区域		11,085.9	2011 年 4 月 1 日 2016 年 7 月 1 日面積変更	
山麓保養区域		1,331.0	2011 年 4 月 1 日 2016 年 7 月 1 日面積変更	
森林環境区域		19,457.1	2011 年 4 月 1 日	
合 計（行政区域）		33,182.0		

※農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に定める農用地等の区域に含まれる土地については、当該区域から除外された場合、又は当該区域から除外されることが確実に見込まれる場合において、次項の基準の適用を受けるものとする。

Ⅲ 各基本区域の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準

条例第9条第2項各号に定める当該各区域の土地利用の方針及び目指すべき方向に即し、条例第8条第1項第3号に定める各基本区域の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準を次のとおり定める。

市内で行う開発事業は、当該各区域の区分に応じ以下当該各号に定めるものを建築等又は建設等する事業、既存の建築物等の用途を当該各区域の区分に応じ以下当該各号に定めるものに変更する事業、当該各区域の区分に応じ以下当該各号に定めるものの用に供する土地として当該土地の区画形質を変更する事業、その他当該各区域の区分に応じ以下当該各号に定めるものを目的として土地利用を変更する事業のいずれかに適合するものでなければならない。

1 拠点市街区域

- (1) 用途地域が指定されている地区（豊科拠点地区・穂高拠点地区）
- ア 都市計画法上の開発行為に該当し、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他用途地域内の建築物に係る制限の規定に適合しているもの。
- イ 駐車場、駐輪場、洗車場、資材等保管施設、太陽光発電施設その他これらに類する施設で、敷地面積が1,000㎡以下のもの
- (2) 用途地域が指定されていない地区（三郷拠点地区・堀金拠点地区・明科拠点地区）
- ア 都市計画法上の開発行為に該当するもの
- 次の各号に掲げる準用途地域^{註1}の区分に応じ、当該各号に定める基準（本計画において具体的な数値の定めがない基準で、建築基準法その他に別に定めがある場合は、その基準）に適合しているもの
- (7) 第1種低層住居専用地域に準ずる地域
- 建築基準法別表第2（イ）に定める建築物の制限を満たし、かつ、次の要件a～eをすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法その他に定める規定に準じる）
- a 1戸当りの敷地面積が200㎡以上であること。
- b 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が120%以下であること。
- c 建築物の高さが10m以下であること。
- d 建築物の各部分の高さが次に掲げるもの以下であること。
- (a) 前面道路の反対側の境界線から水平距離が20m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの
- (b) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5mを加えたもの
- e 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ1.5mの水平面に、敷地境界線からの水平距離5mを超える範囲において、敷地境界線から水平距離が10m以内の範囲における日影時間3時間以上、敷地境界線からの水平距離が10mを越える範囲における日影時間2時間以上、それぞれ日影となる部分を生じさせることがないこと。

(イ) 第2種低層住居専用地域に準ずる地域

建築基準法別表第2（ろ）に定める建築物の制限を満たし、かつ、次の要件 a～e をすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法その他に定める規定に準じる）

- a 1戸当りの敷地面積が200㎡以上であること。
- b 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が120%以下であること。
- c 建築物の高さが12m以下であること。
- d 建築物の各部分の高さが次に掲げるもの以下であること。
 - (a) 前面道路の反対側の境界線から水平距離が20m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの
 - (b) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5mを加えたもの
- e 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ1.5mの水平面に、敷地境界線からの水平距離5mを超える範囲において、敷地境界線から水平距離が10m以内の範囲における日影時間3時間以上、敷地境界線からの水平距離が10mを越える範囲における日影時間2時間以上、それぞれ日影となる部分を生じさせることがないこと。

(ウ) 第1種中高層住居専用地域に準ずる地域

建築基準法別表第2（は）に定める建築物の制限を満たし、かつ、次の要件 a～c をすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法その他に定める規定に準じる）

- a 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が200%以下であること。
- b 建築物の各部分の高さが次に掲げるもの以下であること。
 - (a) 前面道路の反対側の境界線から水平距離が20m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの
 - (b) 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、高さが20mを超える部分を有するものにあつてはその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、1.25を乗じて得たものに、20mを加えたもの
- c 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ4mの水平面に、敷地境界線からの水平距離5mを超える範囲において、敷地境界線から水平距離が10m以内の範囲における日影時間3時間以上、敷地境界線からの水平距離が10mを越える範囲における日影時間2時間以上、それぞれ日影となる部分を生じさせることがないこと。

(イ) 第2種中高層住居専用地域に準ずる地域

建築基準法別表第2（に）に定める建築物の制限を満たし、かつ、次の要件 a～c をすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法その他に定める規定に準じる）

- a 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が200%以下であること。
- b 建築物の各部分の高さが次に掲げるもの以下であること。
 - (a) 前面道路の反対側の境界線から水平距離が20m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの

(b) 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、高さが20mを超える部分を有するものにあってはその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、1.25を乗じて得たものに、20mを加えたもの

c 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ4mの水平面に、敷地境界線からの水平距離5mを超える範囲において、敷地境界線から水平距離が10m以内の範囲における日影時間3時間以上、敷地境界線からの水平距離が10mを越える範囲における日影時間2時間以上、それぞれ日影となる部分を生じさせることがないこと。

(オ) 第1種住居地域に準ずる地域

建築基準法別表第2（ほ）に定める建築物の制限を満たし、かつ、次の要件 a～c をすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法その他に定める規定に準じる）

a 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が200%以下であること。

b 建築物の各部分の高さが次に掲げるもの以下であること。

(a) 前面道路の反対側の境界線から水平距離が20m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの

(b) 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、高さが20mを超える部分を有するものにあってはその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、1.25を乗じて得たものに、20mを加えたもの

c 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ4mの水平面に、敷地境界線からの水平距離5mを超える範囲において、敷地境界線から水平距離が10m以内の範囲における日影時間4時間以上、敷地境界線からの水平距離が10mを越える範囲における日影時間2.5時間以上、それぞれ日影となる部分を生じさせることがないこと。

(カ) 準住居地域に準ずる地域

建築基準法別表第2（と）に定める建築物の制限を満たし、かつ、次の要件 a～c をすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法その他に定める規定に準じる）

a 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が200%以下であること。

b 建築物の各部分の高さが次に掲げるもの以下であること。

(a) 前面道路の反対側の境界線から水平距離が20m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの

(b) 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、高さが20mを超える部分を有するものにあってはその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、1.25を乗じて得たものに、20mを加えたもの

c 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ4mの水平面に、敷地境界線からの水平距離5mを超える範囲において、敷地境界線から水平距離が10m以内の範囲における日影時間4時間以上、敷地境界線からの水平距離が10mを越える範囲における日影時間2.5時間以上、それぞれ日影となる部分を生じさせることがないこと。

(キ) 近隣商業地域に準ずる地域

建築基準法別表第2(チ)に定める建築物の制限を満たし、かつ、次の要件a～cをすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法その他に定める規定に準じる）

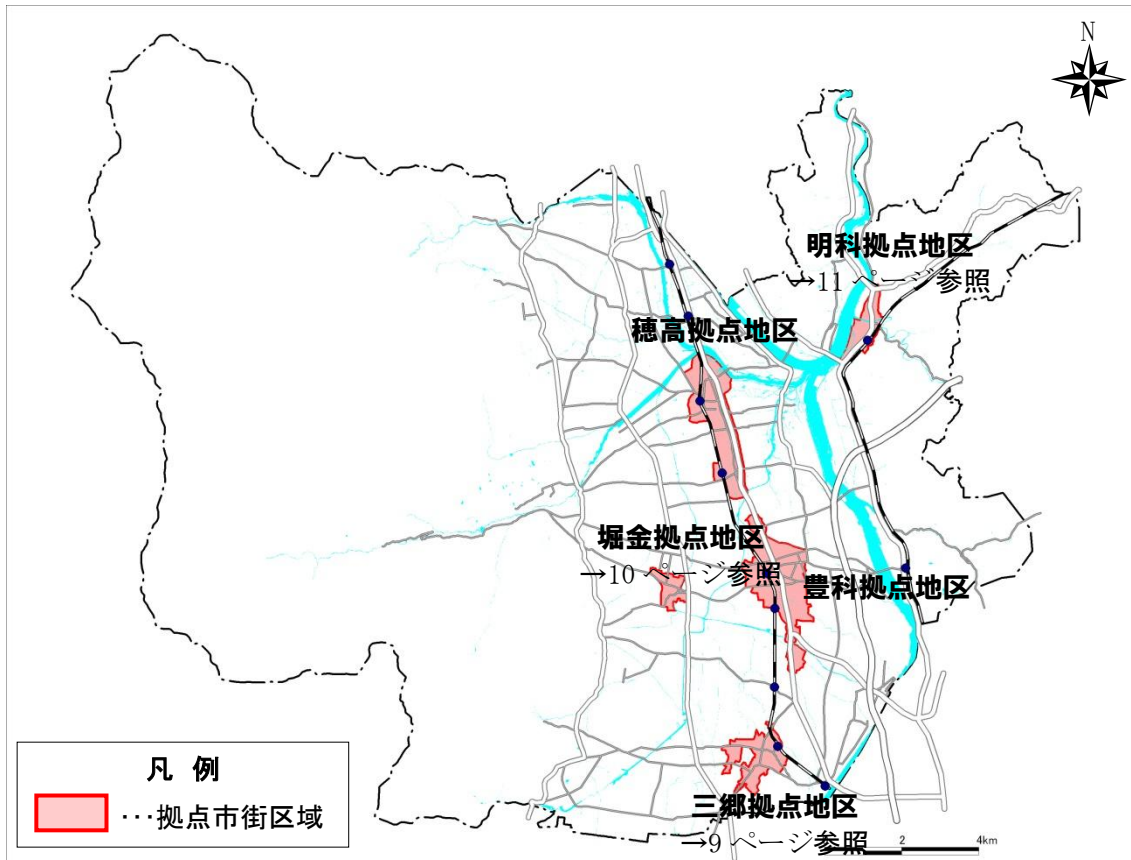
- a 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が200%以下であること。
- b 建築物の各部分の高さが次に掲げるもの以下であること。
 - (a) 前面道路の反対側の境界線から水平距離が20m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、1.5を乗じて得たもの
 - (b) 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、高さが31mを超える部分を有するものにあつてはその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、2.5を乗じて得たものに、31mを加えたもの
- c 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ4mの水平面に、敷地境界線からの水平距離5mを超える範囲において、敷地境界線から水平距離が10m以内の範囲における日影時間5時間以上、敷地境界線からの水平距離が10mを越える範囲における日影時間3時間以上、それぞれ日影となる部分を生じさせることがないこと。

(ク) 準工業地域に準ずる地域

建築基準法別表第2(ヌ)に定める建築物の制限を満たし、かつ、次の要件a～cをすべて満たしているもの（ただし、各制限の緩和については、建築基準法その他に定める規定に準じる）

- a 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が200%以下であること。
 - b 建築物の各部分の高さが次に掲げるもの以下であること。
 - (a) 前面道路の反対側の境界線から水平距離が20m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、1.5を乗じて得たもの
 - (b) 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、高さが31mを超える部分を有するものにあつてはその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、2.5を乗じて得たものに、31mを加えたもの
 - c 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ4mの水平面に、敷地境界線からの水平距離5mを超える範囲において、敷地境界線から水平距離が10m以内の範囲における日影時間5時間以上、敷地境界線からの水平距離が10mを越える範囲における日影時間3時間以上、それぞれ日影となる部分を生じさせることがないこと。
- イ 駐車場、駐輪場、洗車場、資材等保管施設、太陽光発電施設その他これらに類する施設で、敷地面積が1,000㎡以下のもの

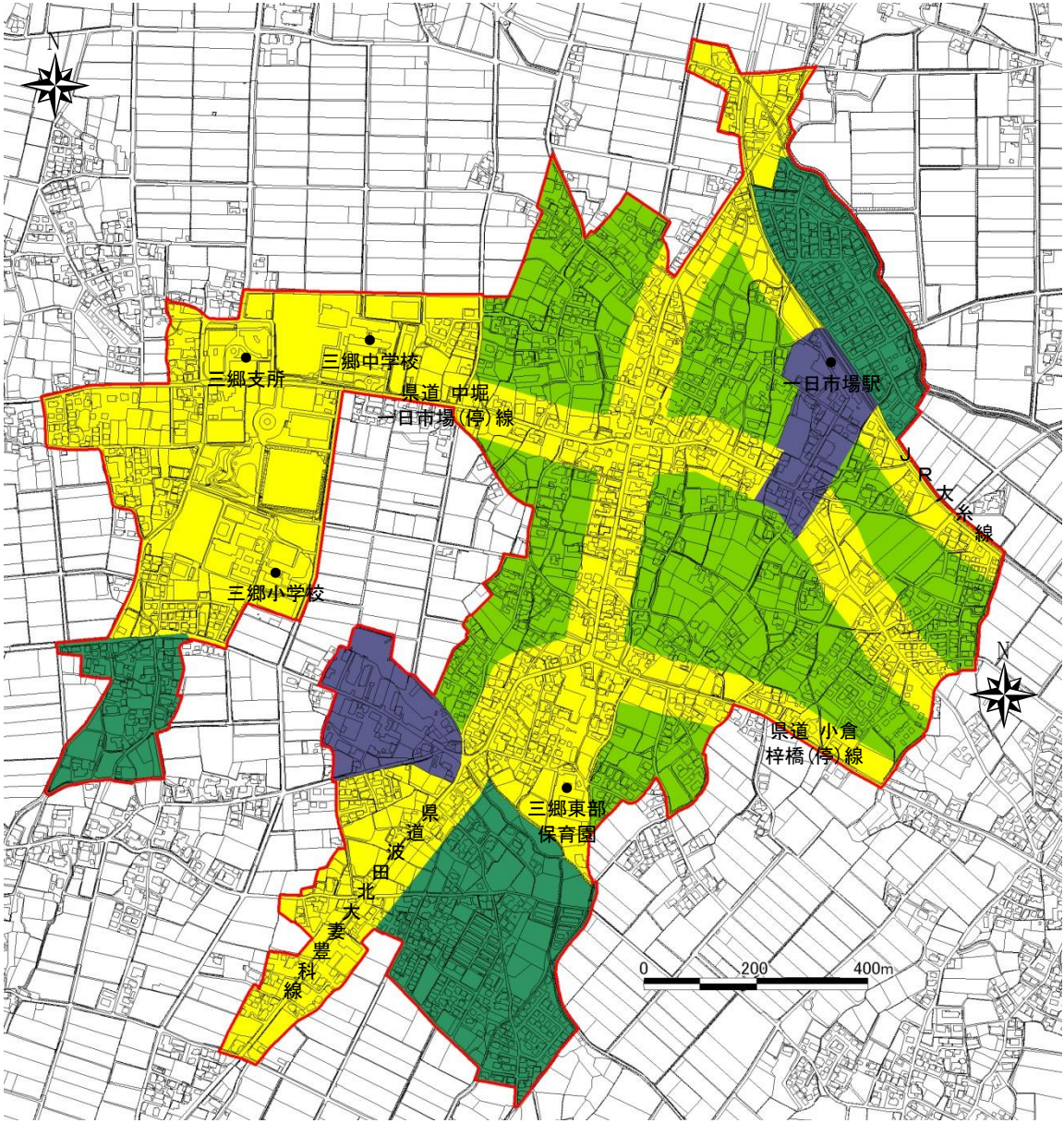
拠点市街区域の範囲



※拠点市街区域の各拠点地区の詳細な範囲については、9 ページから 11 ページの図をそれぞれ参照のこと。

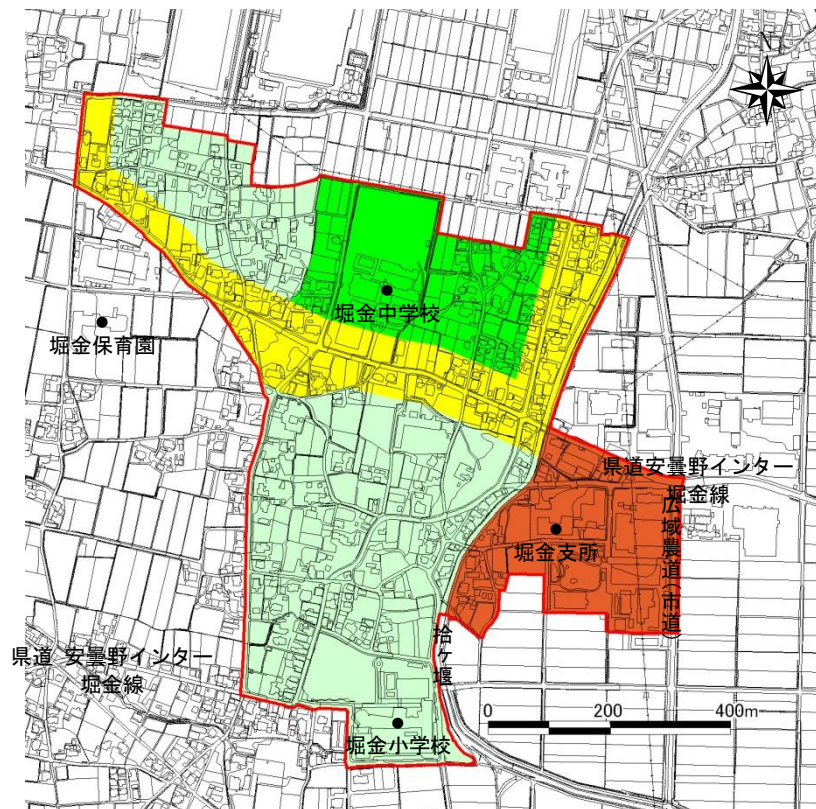
拠点市街区域の三郷・堀金・明科の各拠点地区の範囲及び準用途地域の区分

三郷拠点地区



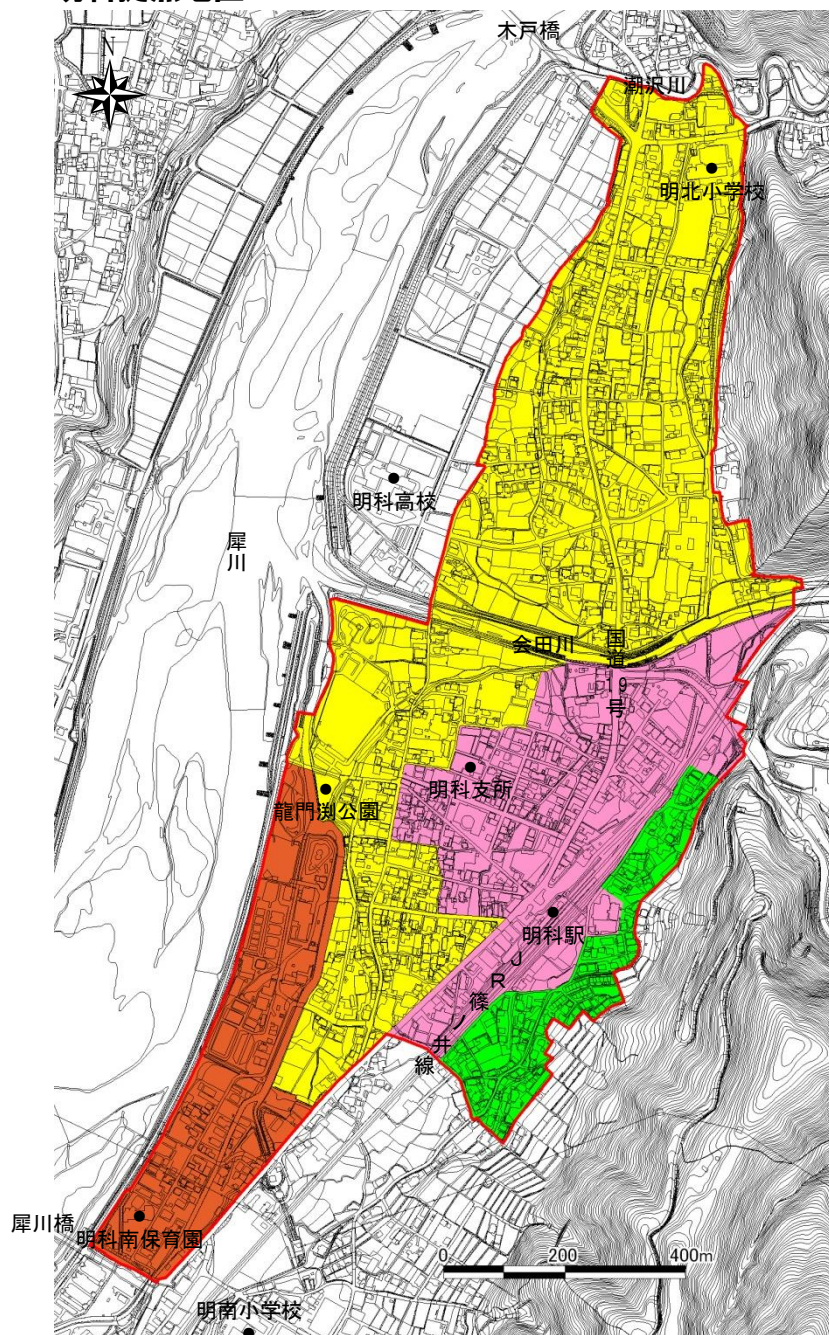
地域区分	建ぺい率	容積率	高さ
第 1 種低層住居専用地域に準ずる地域	60%	120%	10m
第 2 種低層住居専用地域に準ずる地域	60%	120%	12m
第 1 種住居地域に準ずる地域	60%	200%	—
準工業地域に準ずる地域	60%	200%	—

堀金拠点地区



地域区分	建ぺい率	容積率	高さ
■ 第1種中高層住居専用地域に準ずる地域	60%	200%	—
■ 第2種中高層住居専用地域に準ずる地域	60%	200%	—
■ 第1種住居地域に準ずる地域	60%	200%	—
■ 準住居地域に準ずる地域	60%	200%	—

明科拠点地区

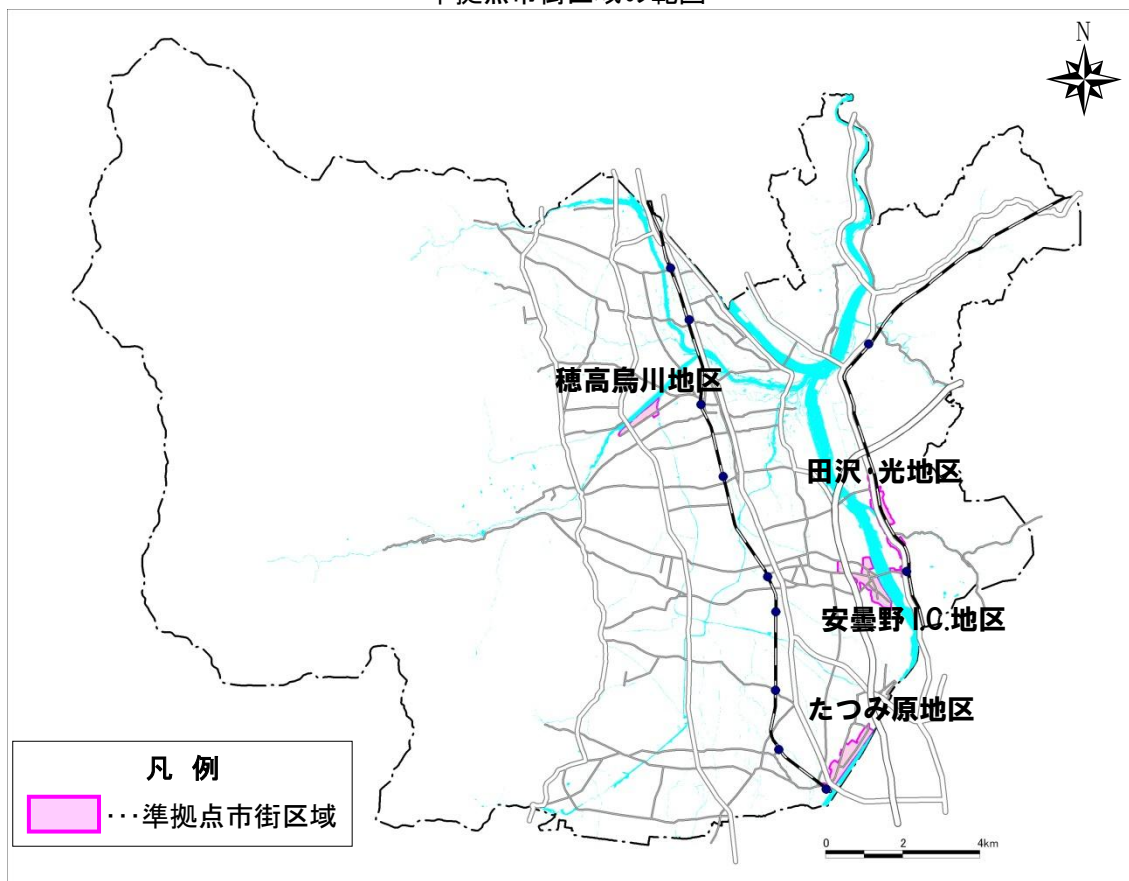


地域区分	建ぺい率	容積率	高さ
第1種中高層住居専用地域に準ずる地域	60%	200%	—
第1種住居地域に準ずる地域	60%	200%	—
準住居地域に準ずる地域	60%	200%	—
近隣商業地域に準ずる地域	60%	200%	—

2 準拠点市街区域

- (1) 都市計画法上の開発行為に該当し、かつ、建築基準法その他用途地域内の建築物に係る制限の規定に適合しているもの
- (2) 駐車場、駐輪場、洗車場、資材等保管施設、太陽光発電施設その他これらに類する施設で、敷地面積が1,000 m²以下のもの

準拠点市街区域の範囲



※準拠点市街区域の各地区の詳細な範囲は、安曇野市都市計画総括図を参照のこと。

3 田園居住区域

(1) 住宅

ア 農家住宅^{注2}又は分家住宅^{注3}で、次の要件(ア)～(イ)をすべて満たしているもの

(ア) 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

(イ) 建築物の高さが12m以下であること。

イ 農家住宅又は分家住宅以外の戸建住宅で、次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしているもの

(ア) 1戸当りの敷地面積が概ね250㎡以上であること。

(イ) 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

(ウ) 建築物の高さが12m以下であること。

ウ 共同住宅、長屋、寄宿舎、寮、下宿で、次の要件(ア)～(イ)をすべて満たしているもの

(ア) 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

(イ) 建築物の高さが12m以下であること。

(2) 業務・商業施設

店舗、事務所等で、次の要件ア～カをすべて満たしているもの

ア 次のいずれかの事業または施設に該当していること。

(ア) 一般飲食業、飲食料品小売業、医薬医療品・化粧品小売業、衣料品小売業、種苗・生花小売業、書籍・文房具小売業、機械器具小売業、農耕用品小売業、燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）、家具・建具・畳小売業、自動車一般整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道設備業

(イ) 理容業、美容業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、たばこ・喫煙具専門小売業、情報通信業、農林漁業団体事務所、農林漁業生活改善施設、各種学校・塾^{注4}等

イ 敷地面積が概ね1,000㎡以下（上記アの(ア)の事業に該当する場合は概ね3,000㎡以下）であること。

ウ 建築物の延床面積が概ね300㎡以下（上記アの(ア)の事業に該当する場合は概ね1,000㎡以下）であること。

エ 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

オ 建築物の高さが12m以下であること。

カ 居住部分を併用する場合は、(1)イの(ア)～(ウ)の要件すべてを満たしていること。

(3) 公共公益施設

公共公益施設で、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの

ア 次のいずれかの施設に該当すること。

幼稚園、小学校、中学校^{注5}、保育所等^{注6-1}、児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業に供する施設^{注6-2}、診療所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設に限る）、老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設^{注8}、地区集会所等^{注9}

イ 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

ウ 建築物の高さが12m以下であること。

(4) その他

ア 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしているもの

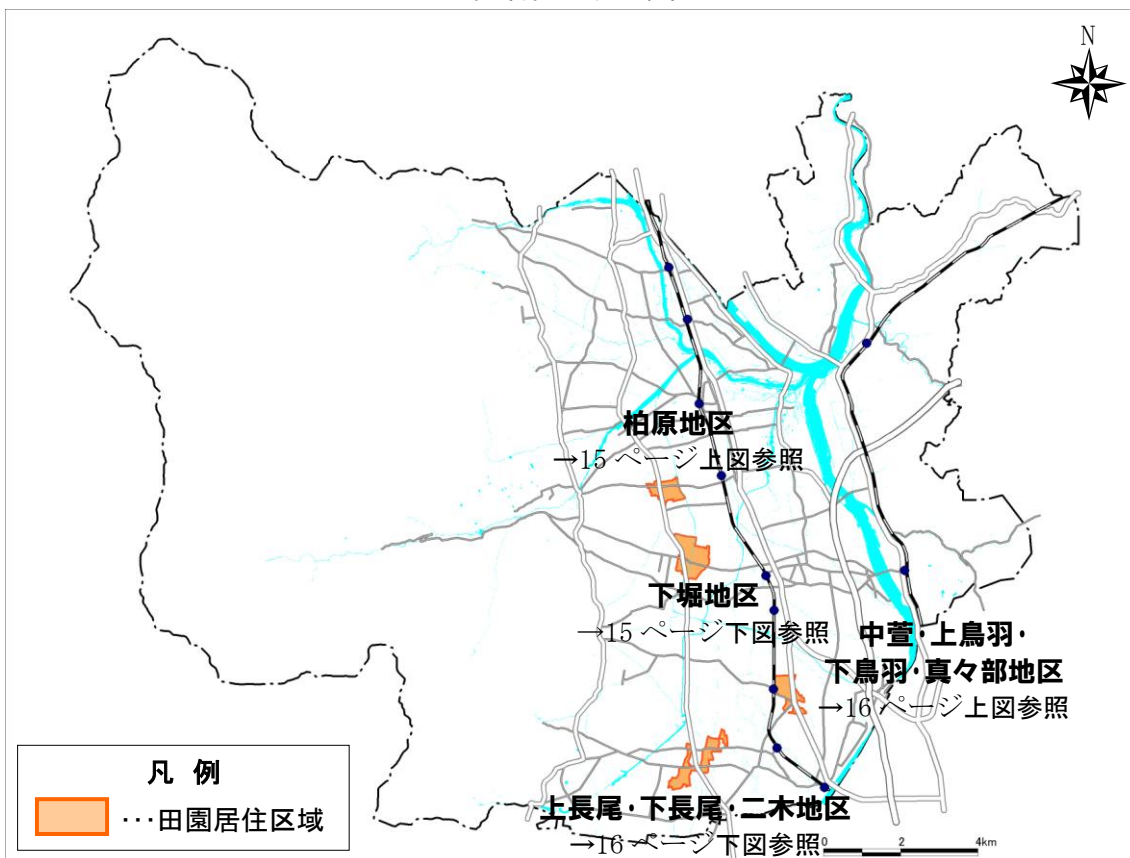
(ア) 高さが12m以下であること。

(イ) 敷地面積が200㎡以下であること。

(ウ) 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

イ 太陽光発電施設で、敷地面積が200㎡以下のもの

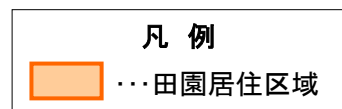
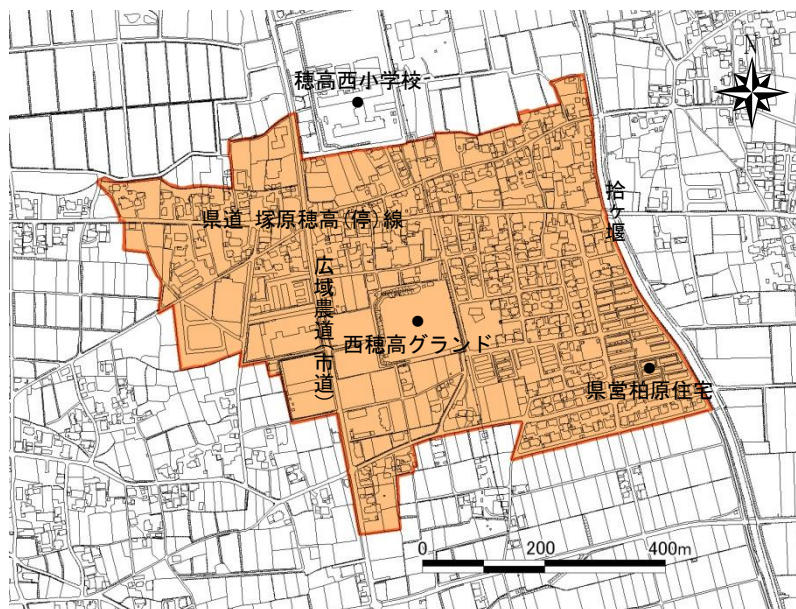
田園居住区域の範囲



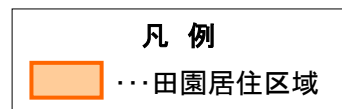
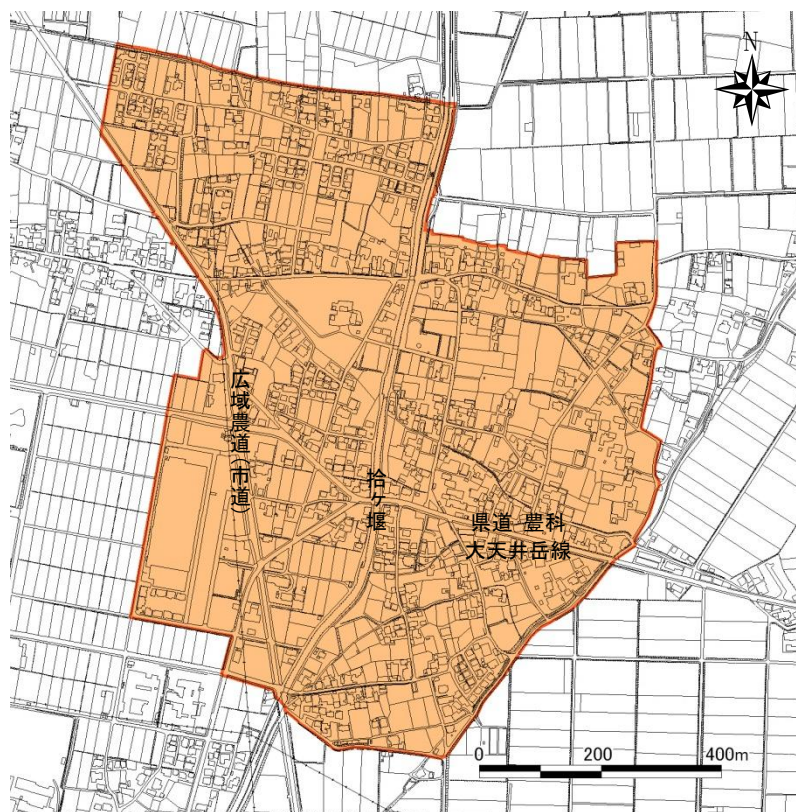
※田園居住区域の各地区の詳細な範囲は、15 ページ及び 16 ページの図を参照のこと。

田園居住区域の各地区の範囲

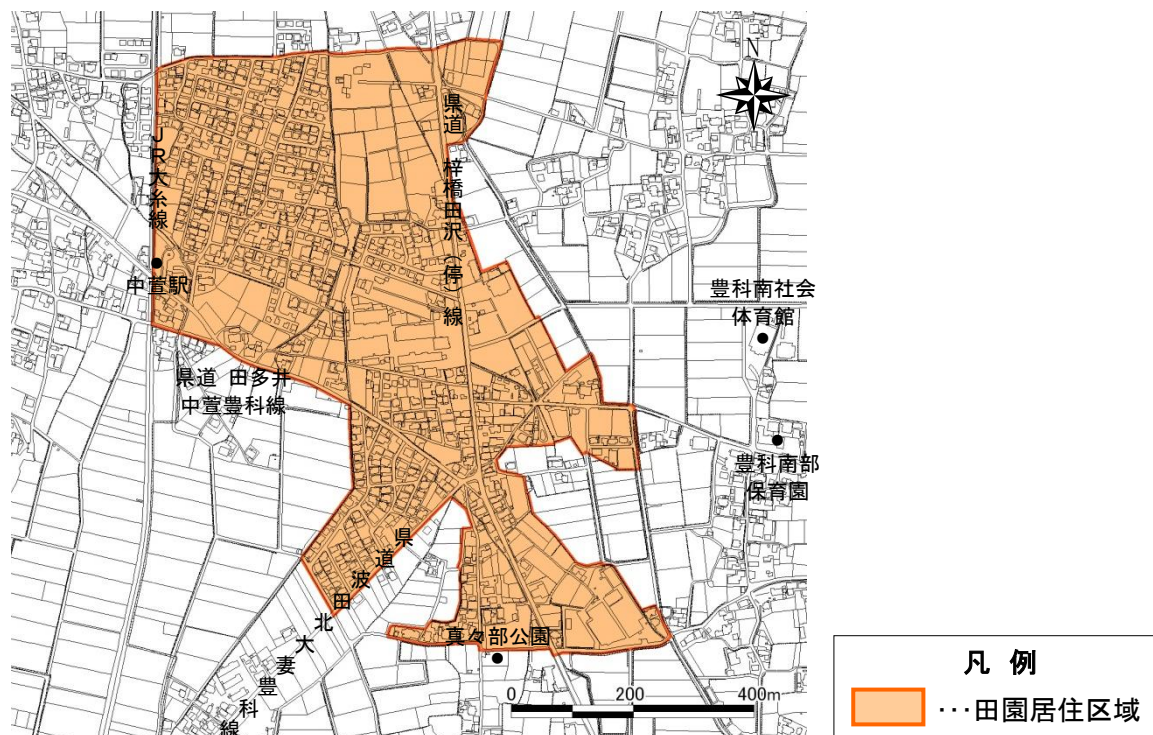
柏原地区



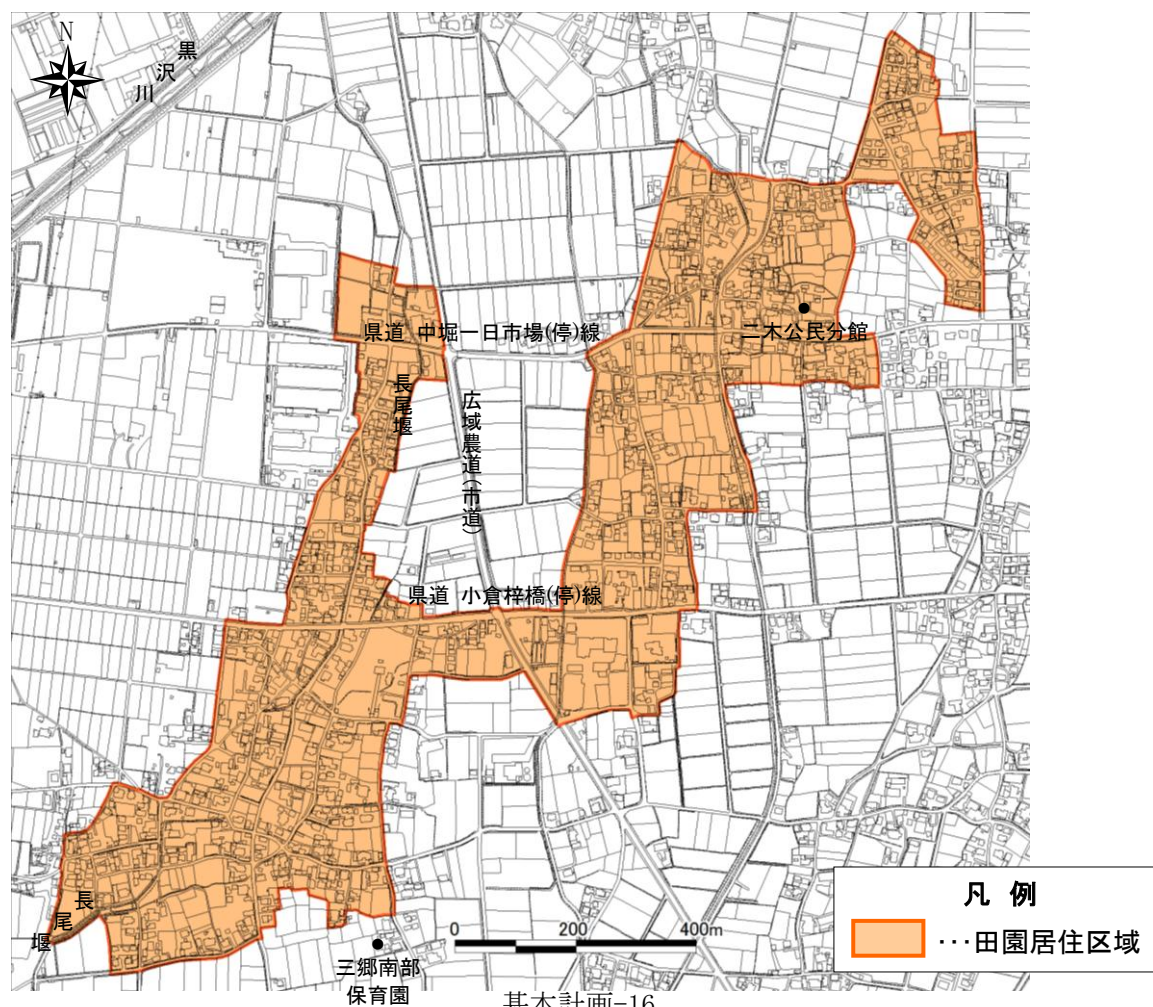
下堀地区



中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区



上長尾・下長尾・二木地区



4 田園環境区域

(1) 住宅

ア 農家住宅又は分家住宅で、次の要件(ア)～(イ)をすべて満たしているもの

- (ア) 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。
- (イ) 建築物の高さが10m以下であること。

イ 農家住宅又は分家住宅以外の戸建住宅で、次の要件(ア)～(オ)（条例の施行日前に、農地法第4条又は第5条の規定により許可を受けた土地にあっては、単独の戸建住宅の建築等）に限り(ウ)～(エ)をすべて満たしているもの

- (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね300㎡以上であること。
- (イ) 開発事業面積が概ね1,000㎡以下（基本集落内の開発事業地を除く。）
- (ウ) 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。
- (エ) 建築物の高さが10m以下であること。
- (オ) 開発事業地が基本集落内にあること、又は基本集落等^{注10}及び道路^{注11}に接続^{注12}していること。

ウ 寄宿舍、寮、下宿で、次の要件(ア)～(エ)をすべて満たしているもの

- (ア) 市内の工場、事業所の従業員（事業主も含む。）のものであること。
- (イ) 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。
- (ウ) 建築物の高さが10m以下であること。
- (エ) 基本集落内若しくは産業集積地内にあること、又は基本集落等に接続若しくは産業集積地^{注13}に隣接していること。

(2) 業務・商業施設

店舗、事務所等で、次の要件ア～キをすべて満たしているもの

ア 次のいずれかの事業または施設に該当すること。

- (ア) 一般飲食業、飲食料品小売業、医薬医療品・化粧品小売業、衣料品小売業、種苗・生花小売業、書籍・文房具小売業、機械器具小売業、農耕用品小売業、燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）、家具・建具・畳小売業、自動車一般整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道設備業
- (イ) 理容業、美容業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、たばこ・喫煙具専門小売業、情報通信業、農林漁業団体事務所、農林漁業生活改善施設、各種学校・塾等

イ 敷地面積が概ね500㎡以下（上記アの(ア)の事業に該当する場合は概ね1,500㎡以下）であること。

ウ 建築物の延床面積が概ね200㎡以下（上記アの(ア)の事業に該当する場合は概ね300㎡以下）であること。

エ 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

オ 建築物の高さが10m以下であること。

カ 基本集落内若しくは産業集積地内にあること、又は基本集落等から概ね50m以上離れない場所に立地すること。

キ 新築の建築物で、居住部分を併用する場合は、(1)イの(ア)～(オ)の要件すべてを満たしていること。

(3) 公共公益施設

公共公益施設で、次の要件ア～オをすべて満たしているもの

ア 次のいずれかの施設に該当すること。

幼稚園、小学校、中学校、保育所等、児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業に供する施設、診療所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設に限る）、老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設、地区集会所等

イ 建ぺい率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。

ウ 基本集落等から概ね 50m以上離れない場所に立地すること。

エ 建築物の高さが 10m以下であること。

(4) 工業施設

工場、倉庫、事業所等で、次の要件ア、イをすべて満たしているもの

ア 産業集積地内若しくは既存の工場の敷地内であること、又は産業集積地若しくは基本集落等の区域内の既存の工場、事業所等に隣接していること。

イ 建ぺい率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%（産業集積地内にあっては 200%）以下であること。

(5) その他

ア 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、次の要件(ア)～(イ)をすべて満たしているもの

(ア) 高さが10m以下であること。

(イ) 敷地面積が1,000㎡以下であること。

(イ) 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

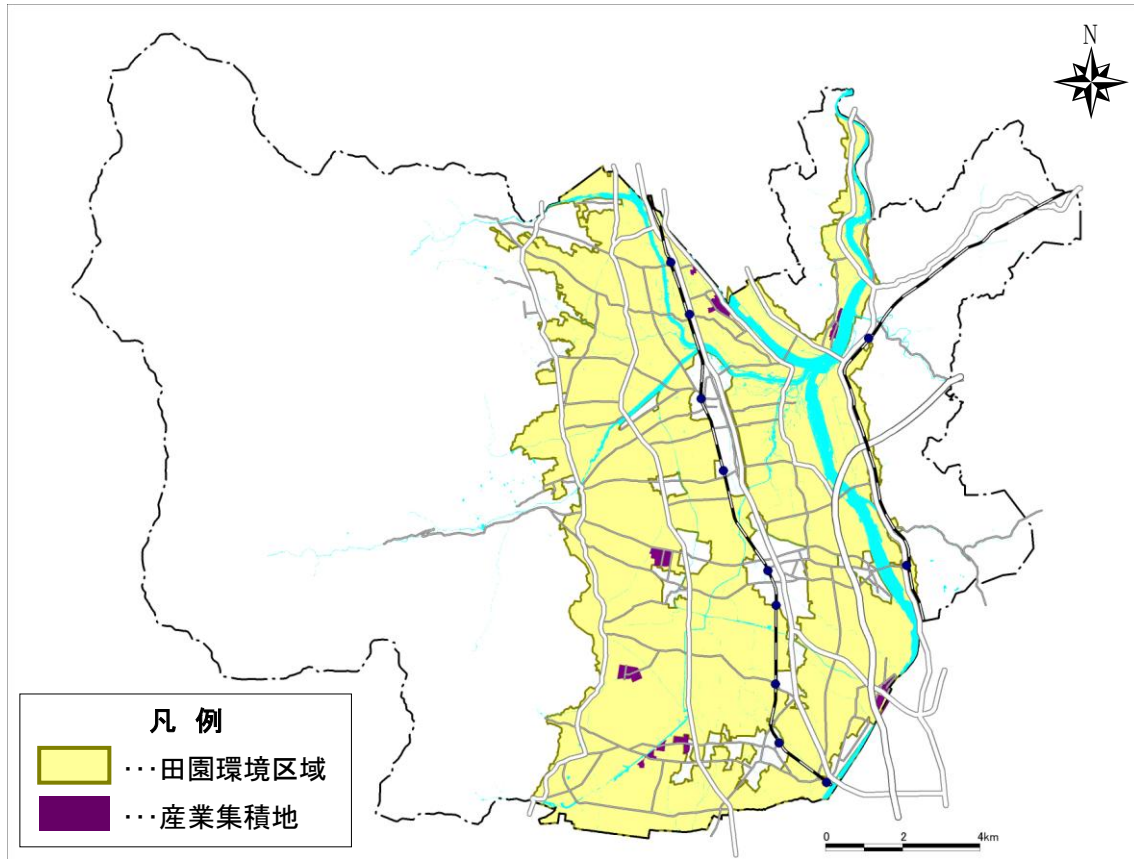
イ 圃場整備事業等により非農用地設定がされた農地で、当該設定目的で利用するための施設で、次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの

(ア) 高さが 10m以下であること。

(イ) 建ぺい率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。

ウ 太陽光発電施設で、敷地面積が200㎡以下のもの

田園環境区域の範囲



※田園環境区域の範囲は、拠点市街区域、準拠点市街区域、田園居住区域、山麓保養区域、森林環境区域を除く行政区域の範囲とする。

5 山麓保養区域

(1) 住宅

ア 戸建住宅で、次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしているもの

- (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。
- (イ) 建ぺい率が 20%以下で、かつ、容積率が 40%以下であること。
- (ウ) 建築物の高さが 10m以下であること。

イ 寄宿舍、寮、下宿で、次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしているもの

- (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。
- (イ) 市内の工場、事業所の従業員（事業主も含む。）のものであること。
- (ウ) 通勤等に合理的な場所に位置すると認められるもので、事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案の上適切な規模以下であるものであること。
- (エ) 建ぺい率が 20%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。
- (ウ) 建築物の高さが 10m以下であること。

(2) 業務・商業施設

観光や保養を目的とする施設で、次の要件ア～エをすべて満たしているもの

ア 次のいずれかの事業または施設に該当すること。

観光土産品小売業、地場産物小売業、一般飲食店、博物館^{注14}、宿泊施設^{注15}

イ 建ぺい率が 40%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。

ウ 建築物の高さが 10m以下であること。

エ 居住部分を併用する場合は、1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。

(3) 公共公益施設

公共公益施設で、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの

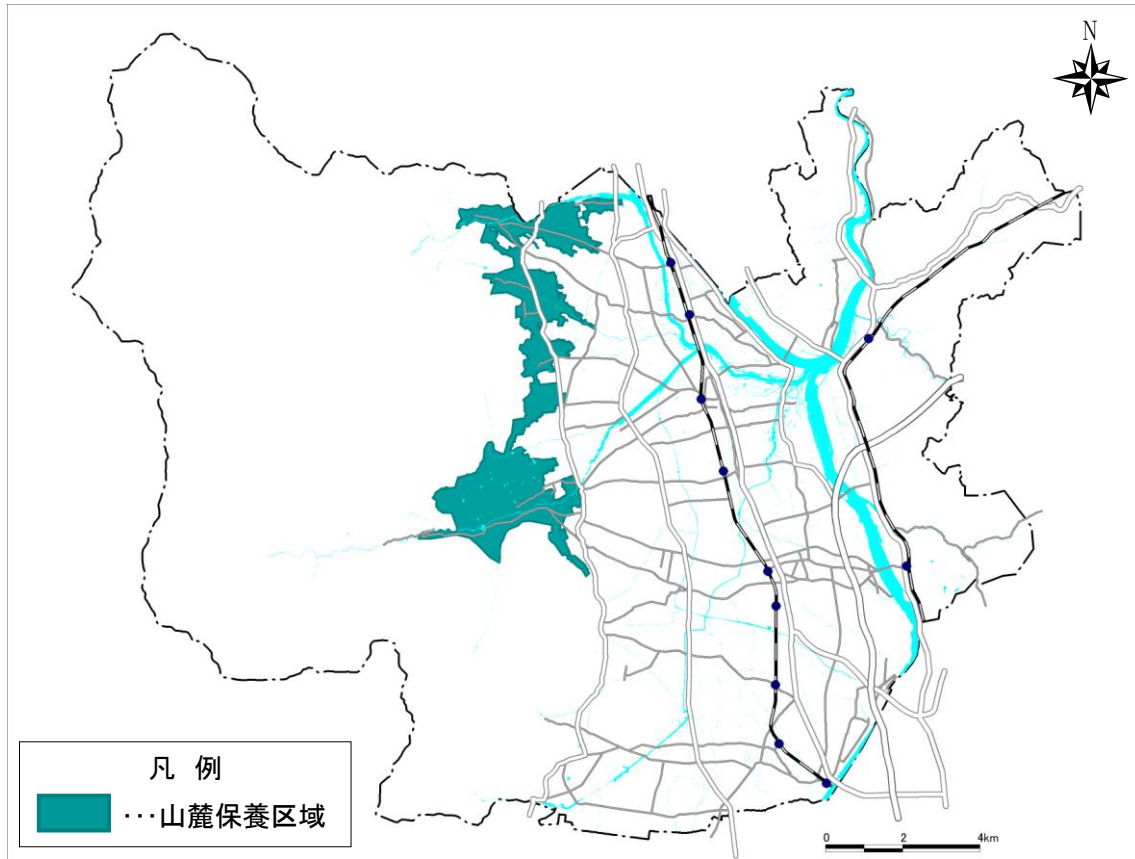
ア 次のいずれかの施設に該当すること。

診療所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設に限る）、老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設、地区集会所等

イ 建ぺい率が 40%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。

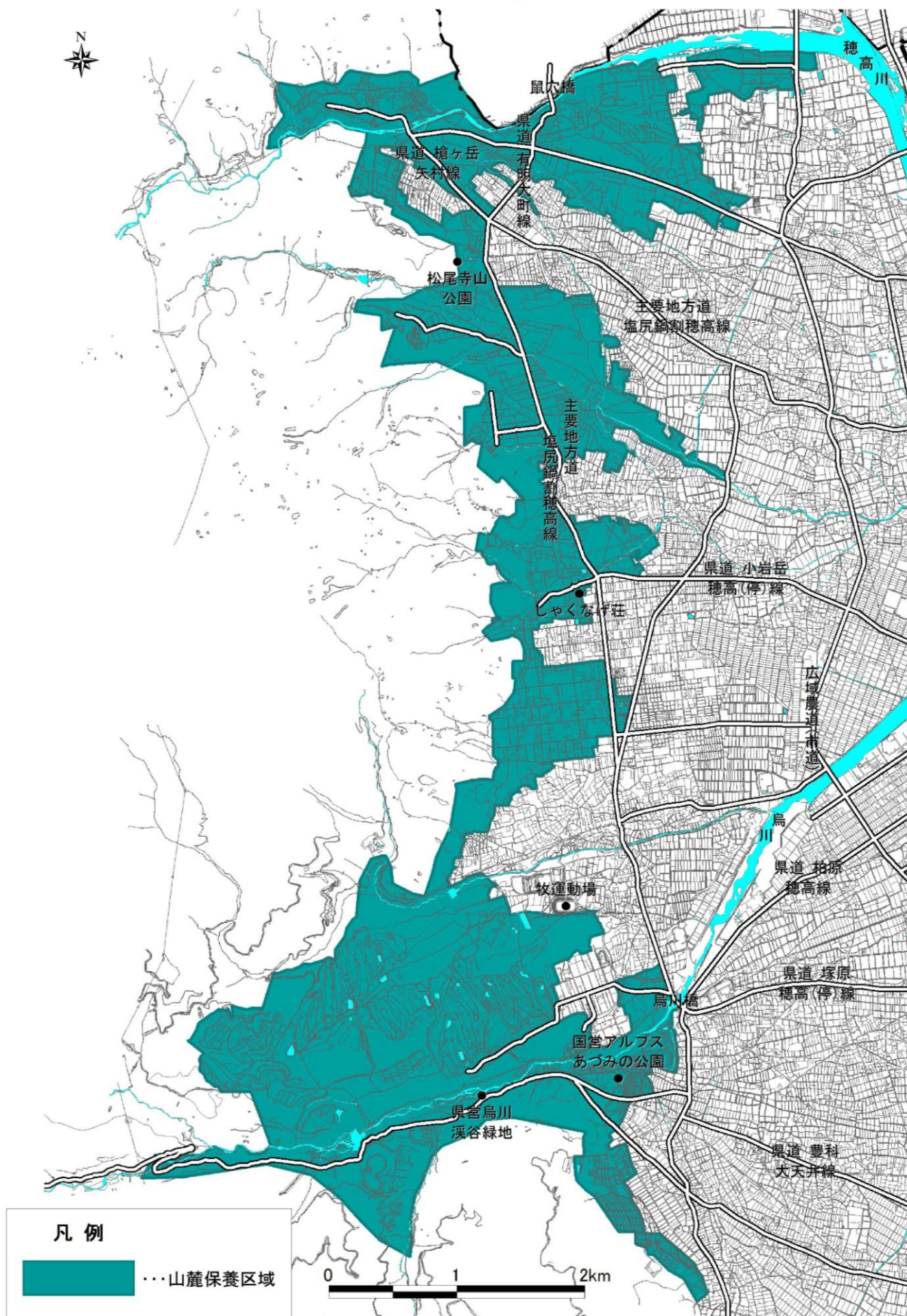
ウ 建築物の高さが 10m以下であること。

山麓保養区域の範囲



※山麓保養区域の詳細な範囲は、22 ページの図を参照のこと。

山麓保養区域の範囲



6 森林環境区域

(1) 住宅

ア 農家住宅又は分家住宅で、次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの

(ア) 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

(イ) 建築物の高さが10m以下であること。

イ 戸建住宅で、次の要件(ア)～(エ)をすべて満たしているもの

(ア) 敷地面積が概ね300㎡以上であること。

(イ) 開発事業面積が概ね1,000㎡以下であること。

(ウ) 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

(エ) 建築物の高さが10m以下であること。

(2) 公共公益施設

診療所、地区集会所等で、次の要件ア、イをすべて満たしているもの

ア 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

イ 建築物の高さが10m以下であること。

(3) その他

農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの

ア 高さが10m以下であること。

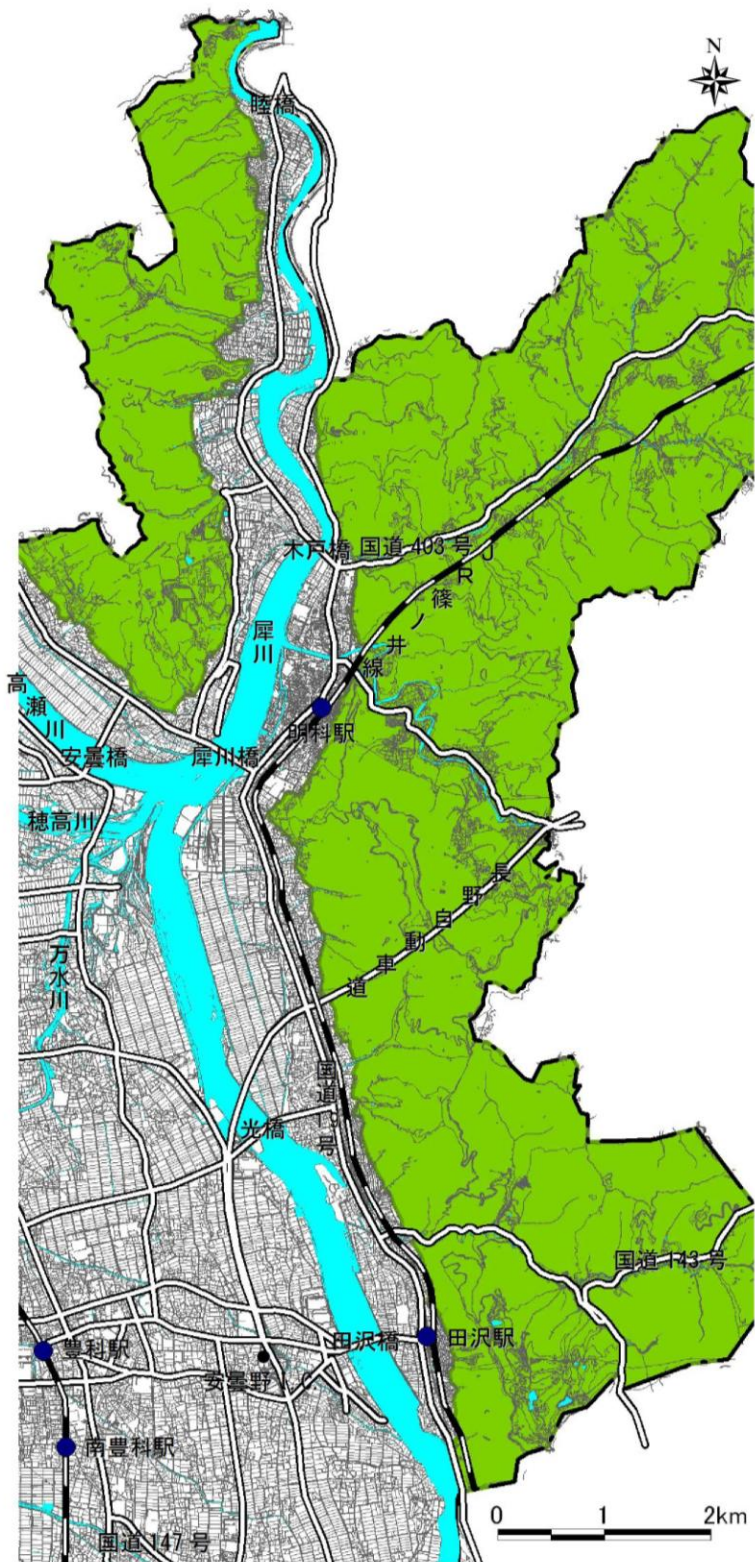
イ 敷地面積が200㎡以下であること。

ウ 建ぺい率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。

森林環境区域の範囲



※森林環境区域と他区域の境界は、24 ページの図を参照のこと。



注釈 用語の定義等

本計画で注釈のある用語は、次の各項に定めによる。その他本計画で使用する用語は、条例、安曇野市景観条例（安曇野市条例第 29 号）、都市計画法、建築基準法及び景観法（平成 16 年法律第 110 号）において使用する用語の例による。

1 準用途地域

条例附則第 5 条に基づいて定める都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域（用途地域）に準じた地域

2 農家住宅

農家（農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）第 2 条第 3 項に規定する農家）が、自己の居住の用に供するための住宅

3 分家住宅

次の要件（1）、（2）をすべて満たしているもの又は（3）に該当するもの

- （1） 条例の施行日前から引き続き市内に生活の本拠を有する世帯の構成員（以下、「生活の本拠を有する者」という。）の親族（2 親等内の血族に限る。）が自己の居住用に供するため、新たに必要とする住宅の建築を目的として行う開発事業であること。
- （2） 当該建築物を建築する土地が、生活の本拠を有する者が条例の施行日前から所有（借地権等を含む。）する土地（条例の施行日以後に相続又は贈与によりその地位を承継した土地を含む。）であること。
- （3） （1）、（2）の各要件を踏まえて、分家住宅に相当すると認められるもの

4 各種学校・塾等

地域住民等を対象とする教育的施設であること。

5 幼稚園、小学校及び中学校

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定されているもの

6-1 保育所等

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に基づく保育所、同法第 6 条の 3 第 7 項に規定されている認定こども園、同条第 9 項から第 12 項に規定されている事業を目的とする施設及び同法第 59 条の 2 に基づく届出により設置する施設

6-2 児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業に供する施設

児童福祉法第 40 条に規定されている施設及び同法第 6 条の 3 第 2 に規定されている事業を目的とする施設に規定されているもの

7 診療所

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定されているもの

8 老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定されているもの

9 地区集会所等

地区集会所、公民館等で準公益的な施設その他

10 基本集落等

「基本集落」とは、平成 22 年 4 月 1 日時点の土地利用において、宅地が互いに連続し合い、概ね 10 戸以上集まっている範囲で、「基本集落等」には、基本集落の他、拠点市街区域、準拠点市街区域又は田園居住区域が含まれる。

なお、基本集落の定義の中で、次の各号に掲げる事項については当該各号の規定に即して解釈する。

(1) 1 戸

ア 1 世帯(事業者)の所有する住宅その他これに類する建物が立地する敷地のまとまり(センゼ畑(自家用菜園)など当該住宅に付属する概ね 1,000 m²以下の土地を含み、かつ産業集積地を除く。)をいう。

イ 1 戸が一定規模以上の大きさになる場合は、当該基本集落全体の大きさを勘案して、部分的に基本集落から除外するものとする。

(2) 宅地の連続性

ア 1 戸の範囲の境界を隣同士が共有する部分を有する場合は、当該宅地が互いに連続し合うものとする。

イ 宅地が斜向かいの場合は、当該宅地が互いに連続し合うものとする。

ウ 高速自動車国道等の高規格幹線道路、4 車線規格の道路、鉄道、一定の幅員以上の河川などが宅地間を分断する場合は、連続性がないものとする。

11 道路

建築基準法第 42 条の規定による既存の道路。

12 接続

敷地が矩形の場合は、当該敷地の外周 4 辺のうち 3 辺以上が基本集落等又は道路（前項に規定する道路をいう。以下本項において同じ。）に接し（1 辺のうち、その辺の長さの 8 割以上が接している場合は、1 辺が接しているものとみなす。以下本文において同じ。）、かつ、その接している辺（以下「接辺」という。）のうち 2 辺以上が基本集落等に接し、かつ、当該接辺のうち 1 辺以上が道路に接していることをいう。

敷地が矩形でない場合は、当該敷地の外周全長の概ね 3/4 以上が基本集落等及び道路に接していること。

13 産業集積地

次の各号に掲げる産業団地又は工業団地をいう。

- (1) 青木花見・島新田産業団地
- (2) 明科工業団地
- (3) 烏川工業団地
- (4) 三田工業団地
- (5) あづみ野産業団地
- (6) 黒沢工業団地

14 博物館

博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)に規定されているもの

15 宿泊施設

旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条に規定されている営業を行う施設

参考資料 1 用途地域(準用途地域)内の建築物に係る制限概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	工業地域	備考
建てられる用途 ○ ① ② ③ ④ ▲														
建てられない用途														
※①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり														
住居、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店、銀行の支店、宅地建物取引等のサービス業用店舗のみ、2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	④	
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○			▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○		▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等						○	○	○	○	○	○	○	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券発売所等						○	○	○	○	○	○		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	▲	○	○			▲客席200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									○	▲			▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	①600㎡以下、1階以下 ②3,000㎡以下、2階以下 ③2階以下
	①②③については、建築物の延べ床面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	※一団地の敷地内について別に制限あり												
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋 自動車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性及環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性及環境を悪化させる恐れが少ない工場								②	②	○	○	○	
	危険性及環境を悪化させる恐れがやや多い工場										○	○	○	
	危険性及環境を悪化させる恐れがある工場											○	○	
	自動車修理工場					①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する施設	量が非常に少ない施設			①	②	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下、2階以下 ②3,000㎡以下
		量が少ない施設								○	○	○	○	
		量がやや多い施設										○	○	
		量が多い施設											○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定もしくは特定行政庁の許可が必要												

※本表は、建築基準法別表第2の概要であり、用途地域(準用途地域内)におけるすべての制限について掲載したものではありません。

議案第 55 号

市道の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

別紙市道廃止路線調書による。

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

市道廃止路線調書

整理 番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要な経過地	廃止理由
	路線名称	終点地番	幅員 (m)		
1	4253	堀金烏川551-4番地先	L = 914.5		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金2級53号線	堀金烏川1221-2番地先	W = 4.8～8.7		
2	41227	堀金烏川1829-1番地先	L = 278.5		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1227号線	堀金烏川1836-1番地先	W = 2.8～4.2		
3	41228	堀金烏川5261-2番地先	L = 394.3		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1228号線	堀金烏川1614-3番地先	W = 3.0		
4	41234	堀金烏川1812-2番地先	L = 348.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1234号線	堀金烏川1822-2番地先	W = 3.4～4.0		
5	41237	堀金烏川1886-1番地先	L = 439.8		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1237号線	堀金烏川1821-2番地先	W = 3.2～8.1		
6	41284	堀金烏川1848-3番地先	L = 208.4		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1284号線	堀金烏川1842-2番地先	W = 2.5～4.5		
7	41286	堀金烏川1865-3番地先	L = 791.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1286号線	堀金烏川1782番地先	W = 3.0～6.0		
8	41306	堀金烏川1739-2番地先	L = 134.7		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1306号線	堀金烏川1766番地先	W = 1.5～2.0		
9	41313	堀金烏川951番地先	L = 247.8		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1313号線	堀金烏川964番地先	W = 3.0～5.0		
10	41315	堀金烏川899番地先	L = 554.5		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1315号線	堀金烏川986-3番地先	W = 2.9～4.3		

(別紙)

市道廃止路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	廃 止 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
11	41316	堀金烏川905番地先	L = 233.7		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1316号線	堀金烏川897-3番地先	W = 3.5～3.6		
12	41458	堀金烏川884-2番地先	L = 68.2		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1458号線	堀金烏川885番地先	W = 3.6～3.7		
13	41506	堀金三田1506-3番地先	L = 558.9		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1506号線	堀金烏川638-2番地先	W = 2.5～4.5		
14	41511	堀金烏川645-3番地先	L = 324.5		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1511号線	堀金烏川1072番地先	W = 3.1～4.3		
15	41537	堀金烏川1093-1番地先	L = 167.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1537号線	堀金烏川864-1番地先	W = 2.0		
16	41639	堀金烏川538-1番地先	L = 406.0		ほ場整備後再認定に伴う廃止
	堀金1639号線	堀金烏川616-3番地先	W = 2.6～4.2		
17	41311	堀金烏川929-2番地先	L = 387.5		ほ場整備に伴う廃止
	堀金1311号線	堀金烏川930-3番地先	W = 3.0～5.5		
18	41462	堀金烏川1057番地先	L = 270.5		ほ場整備に伴う廃止
	堀金1462号線	堀金烏川1126番地先	W = 2.5～4.0		
19	41463	堀金烏川1070-2番地先	L = 172.6		ほ場整備に伴う廃止
	堀金1463号線	堀金烏川1068-1番地先	W = 2.3～4.5		
20	41507	堀金烏川582番地先	L = 316.8		ほ場整備に伴う廃止
	堀金1507号線	堀金烏川591番地先	W = 2.0～3.9		

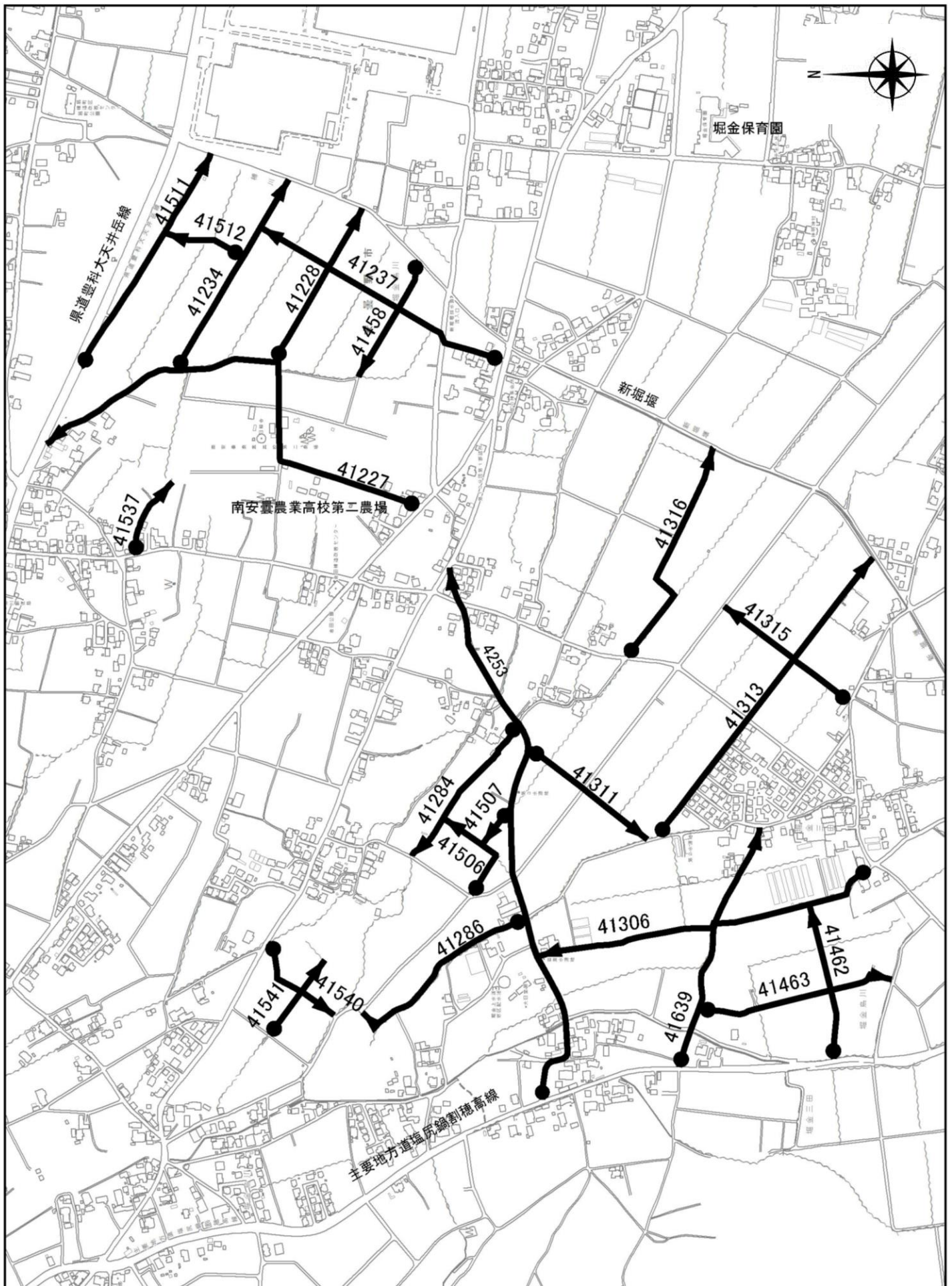
(別紙)

市道廃止路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	廃 止 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
21	41512	堀金烏川1808-1番地先	L = 129.2		ほ場整備に伴う廃止
	堀金1512号線	堀金烏川1814-1番地先	W = 3.0～3.5		
22	41540	堀金烏川866-3番地先	L = 146.7		ほ場整備に伴う廃止
	堀金1540号線	堀金烏川861-3番地先	W = 3.0～5.0		
23	41541	堀金烏川585-1番地先	L = 248.0		ほ場整備に伴う廃止
	堀金1541号線	堀金烏川610-1番地先	W = 3.3～3.5		

廃止路線網図

整理番号 1～23



議案第 56 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

平成 28 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

市道認定路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
1	4253	堀金烏川551-4番地先	L = 954.6		ほ場整備に伴う再認定
	堀金2級53号線	堀金烏川1196-1番地先	W = 4.0～7.0		
2	41227	堀金烏川1865-28番地先	L = 375.4		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1227号線	堀金烏川1837番地先	W = 3.8～5.6		
3	41228	堀金烏川1836-1番地先	L = 285.8		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1228号線	堀金烏川1830-1番地先	W = 4.0～4.5		
4	41234	堀金烏川1822-2番地先	L = 309.4		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1234号線	堀金烏川1817-2番地先	W = 4.0～5.7		
5	41237	堀金烏川1886-1番地先	L = 94.9		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1237号線	堀金烏川1886-6番地先	W = 3.9～4.2		
6	41284	堀金烏川1065番地先	L = 180.9		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1284号線	堀金烏川1070-1番地先	W = 5.0～5.5		
7	41286	堀金烏川645-3番地先	L = 177.6		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1286号線	堀金烏川878-2番地先	W = 3.5～4.4		
8	41306	堀金三田1506-3番地先	L = 324.5		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1306号線	堀金烏川622-2番地先	W = 4.0～6.5		
9	41313	堀金烏川941-1番地先	L = 323.7		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1313号線	堀金烏川984番地先	W = 3.5～4.2		
10	41315	堀金烏川951-2番地先	L = 109.1		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1315号線	堀金烏川946-1番地先	W = 3.0～3.2		

(別紙)

市道認定路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
11	41316	堀金烏川1050-2番地先	L = 361.7		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1316号線	堀金烏川1038番地先	W = 4.0～5.0		
12	41458	堀金烏川1848-3番地先	L = 214.4		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1458号線	堀金烏川1842-2番地先	W = 4.0～4.5		
13	41506	堀金烏川884-1番地先	L = 157.6		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1506号線	堀金烏川876-5番地先	W = 3.5～4.3		
14	41511	堀金烏川5278-1番地先	L = 207.0		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1511号線	堀金烏川5276-1番地先	W = 3.0～3.5		
15	41537	堀金烏川1739-2番地先	L = 336.1		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1537号線	堀金烏川1817-1番地先	W = 3.2～5.4		
16	41639	堀金烏川538-1番地先	L = 668.9		ほ場整備に伴う再認定
	堀金1639号線	堀金烏川1059-1番地先	W = 3.0～6.0		
17	41726	堀金烏川1086-2番地先	L = 119.2		ほ場整備に伴う認定
	堀金1726号線	堀金烏川1091-1番地先	W = 4.0		
18	41727	堀金烏川860-2番地先	L = 295.1		ほ場整備に伴う認定
	堀金1727号線	堀金烏川865番地先	W = 3.5		
19	41728	堀金烏川1092-2番地先	L = 42.5		ほ場整備に伴う認定
	堀金1728号線	堀金烏川1092-2番地先	W = 3.5		
20	41729	堀金烏川1109番地先	L = 48.7		ほ場整備に伴う認定
	堀金1729号線	堀金烏川1112-1番地先	W = 3.0		

(別紙)

市道認定路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
21	41730	堀金烏川1072-1番地先	L = 71.9		ほ場整備に伴う認定
	堀金1730号線	堀金烏川1072-1番地先	W = 2.7～3.0		
22	41731	堀金烏川1071-2番地先	L = 109.3		ほ場整備に伴う認定
	堀金1731号線	堀金烏川653番地先	W = 2.8～3.0		
23	41732	堀金烏川1129-1番地先	L = 150.4		ほ場整備に伴う認定
	堀金1732号線	堀金烏川1140番地先	W = 3.2～4.5		
24	41733	堀金烏川641-2番地先	L = 297.7		ほ場整備に伴う認定
	堀金1733号線	堀金烏川624-3番地先	W = 4.5～6.0		
25	41734	堀金烏川573-1番地先	L = 33.6		ほ場整備に伴う認定
	堀金1734号線	堀金烏川574番地先	W = 3.5		
26	41735	堀金烏川616-3番地先	L = 154.3		ほ場整備に伴う認定
	堀金1735号線	堀金烏川615-2番地先	W = 3.0～4.2		
27	41736	堀金三田1507番地先	L = 136.8		ほ場整備に伴う認定
	堀金1736号線	堀金烏川610-2番地先	W = 3.2～3.5		
28	41737	堀金烏川597-5番地先	L = 360.1		ほ場整備に伴う認定
	堀金1737号線	堀金烏川606番地先	W = 4.0		
29	41738	堀金烏川585-3番地先	L = 131.8		ほ場整備に伴う認定
	堀金1738号線	堀金烏川595番地先	W = 3.5～4.5		
30	41739	堀金烏川1222-2番地先	L = 189.8		ほ場整備に伴う認定
	堀金1739号線	堀金烏川2537-4番地先	W = 4.0		

(別紙)

市道認定路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
31	41740	堀金烏川2533-3番地先	L = 45.7		ほ場整備に伴う認定
	堀金1740号線	堀金烏川2533-3番地先	W = 4.0		
32	41741	堀金烏川919-83番地先	L = 213.2		ほ場整備に伴う認定
	堀金1741号線	堀金烏川898-1番地先	W = 5.0～6.9		
33	41742	堀金烏川951-2番地先	L = 26.2		ほ場整備に伴う認定
	堀金1742号線	堀金烏川951-2番地先	W = 3.0		
34	41743	堀金烏川955番地先	L = 133.6		ほ場整備に伴う認定
	堀金1743号線	堀金烏川954番地先	W = 3.5～4.0		
35	41744	堀金烏川985-1番地先	L = 85.9		ほ場整備に伴う認定
	堀金1744号線	堀金烏川985-1番地先	W = 3.0～5.0		
36	41745	堀金烏川1721-10番地先	L = 116.3		ほ場整備に伴う認定
	堀金1745号線	堀金烏川1721-3番地先	W = 2.7		
37	41746	堀金烏川1773-1番地先	L = 10.0		ほ場整備に伴う認定
	堀金1746号線	堀金烏川1773-1番地先	W = 2.3		
38	41747	堀金烏川1782番地先	L = 223.6		ほ場整備に伴う認定
	堀金1747号線	堀金烏川1791番地先	W = 3.1～3.6		
39	41748	堀金烏川5281-5番地先	L = 536.3		ほ場整備に伴う認定
	堀金1748号線	堀金烏川1851-2番地先	W = 4.0～6.0		
40	41749	堀金烏川1787番地先	L = 127.4		ほ場整備に伴う認定
	堀金1749号線	堀金烏川1802-1番地先	W = 3.5		

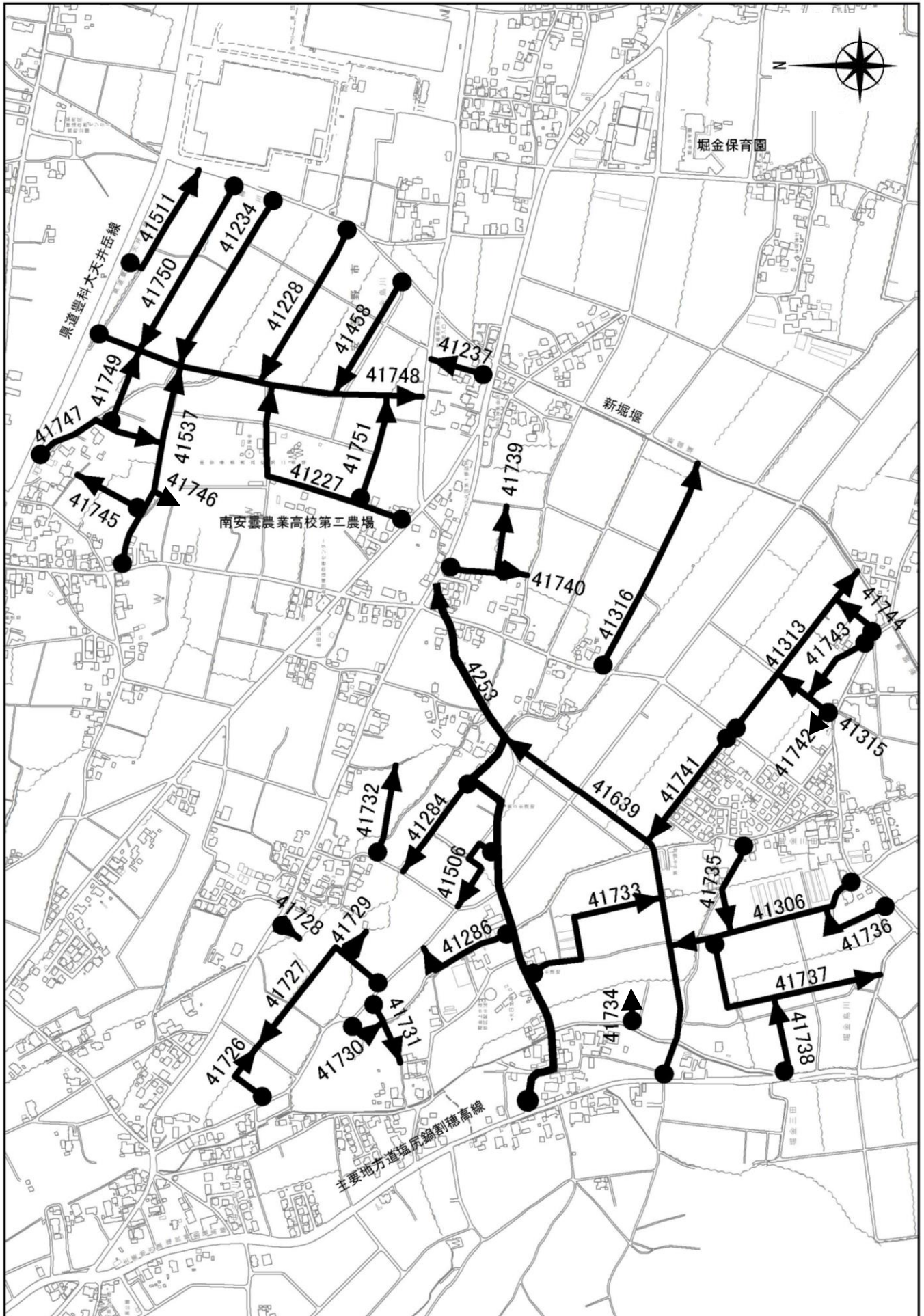
(別紙)

市道認定路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
41	41750	堀金烏川1806-1番地先	L = 308.2		ほ場整備に伴う認定
	堀金1750号線	堀金烏川1812-1番地先	W = 3.0		
42	41751	堀金烏川1837番地先	L = 174.3		ほ場整備に伴う認定
	堀金1751号線	堀金烏川1837番地先	W = 4.0～6.0		
43	41752	堀金烏川5493-6番地先	L = 314.0		新規認定
	堀金1752号線	堀金烏川5522-2番地先	W = 6.0		

認定路線網図

整理番号 1～42



認定路線網図

整理番号 43

